

<講演>山上国際学寮

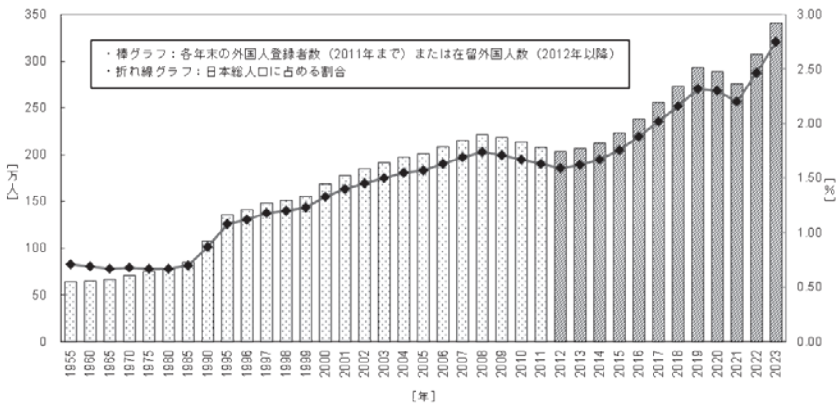
相次ぐ入管難民法の改悪と 在日コリアン・移民・難民

佐藤 信行

第1章. 「移民社会」とその現実

(1) 外国籍住民の急増

「少子高齢化」が急速に進む日本社会において、在日外国人の数はコロナ・パンデミック（2020～22年）後に急増している。3カ月以上の在留期間と在留資格をもって日本で暮らす外国籍住民の数は、2023年末から2024年6月までの半年間で17万7964人（5.2%）増加し、358万8956人となった。その出身国数も196となり、ほぼ全世界の国ぐにから人びとが就労、留学、結婚などで日本に来て、暮らしていることになる。言い換えれば、この日本列島に、200以上の民族とさまざまな文化が交差している。「カラフルな仲間たち」が共に生き、共に生かし合う社会——それを私たちは「豊かさ」として受け止めたい。



1950年代～80年代においては、旧植民地出身者である在日韓国・朝鮮人／台湾人が外国人の大半を占めていたが、ここに見るように、1990年改定入管難民法

の施行を前後して、移住労働者や国際結婚移住者が急増している。その急増カーブは、2008年リーマンショック、2011年東日本大震災、2020～21年コロナ・パンデミックでいったん休止するが、300万人台から400万人台へと急増傾向は止まない。

2023年4月に国立社会保障・人口問題研究所が発表した推計によると、日本は50年後の2070年には、総人口が8700万人と減少するが、そのうち10%が外国人になるという。ちなみにこの30年間、日本で生まれた子どもの年間数の推移は、下記のようなになる。

<表1>日本で生まれた子どもの数と親：日本籍／外国籍の内訳数の推移

	年間の 出生総数	父母とも日本	父母とも外国	父母の一方が 外国	親外国の 子どもの割合
1990年	1,229,044	1,207,899	7,459	13,686	1.7%
2000年	1,202,761	1,168,210	12,214	22,337	2.9%
2010年	1,083,616	1,049,339	12,311	21,966	3.2%
2020年	859,632	824,028	18,797	16,807	4.1%

つまり、「父母とも日本」の子どもの数が激減する一方で、「父母とも外国」の子ども（外国籍）と、「父または母が外国」のダブルの子ども（日本国籍または二重国籍）の合計数は確実に増加している。

(2) 「外国にルーツをもつ人びと」の確実な増加

この20～30年間、外国籍住民をはじめ、次のように「外国にルーツをもつ人びと」が増加している。

◆カテゴリー① 外国籍住民 366万人

上記の在留資格をもつ外国人358万8956人（2024年6月末現在）の他に、難民申請者・仮放免者らを含む超過滞在・未登録外国人の数は7万9113人（2024年1月現在）となり、実際日本で暮らす外国籍住民の総計は366万人以上となる。

後述するように、前者の外国人は「出入国管理及び難民認定法」（入管難民法）および各種制度における国籍条項によって規制され、後者の外国人はさらに在留権も生活権も奪われている。

◆カテゴリー② 日本国籍の“外国人”70万人以上

一方、帰化によって日本国籍を取得した外国人は、1952～2023年の累計で601,345人となる。この中にはすでに亡くなった人もいるが、その子どもや孫も生まれていることから、「外国出身の日本国籍者」は推計で少なくとも70万人以上になるであろう。

しかし彼ら彼女らは、極度の民族差別と同化主義によって、その多くが「日本名」で暮らしているため、マジョリティ日本人には不可視の存在となっている。

◆カテゴリー③ ダブルの子どもたち 70万人以上

日本人と外国人との国際結婚から生まれたダブルの子どもたちは、厚労省が出生児の親の国籍別統計を取り始めた1987年からの累計で、645,634人となる。そのほとんどが日本国籍で、「日本名」で暮らしている。さらにクオーターの子どもとなると、その数は把握できない。彼ら彼女らの多くも、マジョリティ日本人には不可視の存在である。

◆外国ルーツの人びと 500万人

米国など諸外国と違って日本では、国勢調査において「民族／出身民族」を問う項目を設けていないので、カテゴリー②と③の数は推計するしかない。それでも①②③の総計は「約500万人+ a 」となり、外国籍／日本国籍にかかわらず、およそ「100人につき4人」が外国ルーツの人となる。すなわち21世紀日本は、確実に「多国籍・多民族・多文化」の「移民社会」に向かっている。

(3) 「外国籍住民」に対する制度的差別

このように「多国籍・多民族・多文化」が進む日本社会において、とりわけカテゴリー①の外国籍住民に対する政府の政策と制度は、あまりにも過酷なものとなっている。そのことは、韓国と比較すると一目瞭然である。

韓国は日本と同様、「労働力」不足、農村・漁村の「嫁」不足にあえいでいる。また韓国も、日本と同様に単一民族国家観が強い（それは、韓国が分断国家であることに起因する）。それにもかかわらず日本にはなくて、韓国ではすでに立法化したものは下記のようにになっている。

- ①外国人の処遇についての基本法、「在韓外国人処遇法」を定めている。
- ②永住資格をもつ外国人に、地方選挙権を認めている。したがって韓国に長年住んで永住資格をもつ日本人は、「日本の国政選挙」において韓国で一票を投じ、「韓

国の地方選挙」ではいま住んでいる自治体で投票権を行使している。

- ③韓国民も外国人も人権侵害を訴え救済を求めることができる国内人権機関「国家人権委員会」が設けられている。たとえばコロナ禍の救済措置において、外国人住民を排除した地方自治体に対して国家人権委員会は是正勧告を出した。

しかし日本においては、これらの基本的な人権制度をいままって実現していない。そのうえ日本では、在留資格の有無および種類によって、外国籍住民の生活権を規制している。

＜表2＞外国籍住民の社会保障

在留資格とその数 (2024年6月)		住民登録	健康保険	生活保護	児童手当
1. 特別永住者	27.7万人	○	○	○	○
2. 永住者	90.2万人	○	○	○	○
3. 定住者	22.1万人	○	○	○	○
4. 日本人の配偶者等	15.0万人	○	○	○	○
5. 永住者の配偶者等	5.2万人	○	○	○	○
6. 技能実習	42.5万人	○	○	×	×
7. 技術・人文知識・国際業務	39.4万人	○	○	×	×
8. 留学	36.8万人	○	○	×	×
9. 家族滞在	28.3万人	○	○	×	●
10. 特定技能	25.1万人	○	○	×	▲
11. その他	26.5万人	○	○	×	×
＜小計＞	358.8万人				
12. 短期滞在・公用など	3.0万人	×	×	×	×
13. 在留資格なし (未登録外国人)	7.9万人	×	×	×	×
＜総計＞	369.7万人				

すなわち在留資格1～5の外国籍住民は、生活保護を「準用」される（ただし、不服申し立てができず「生活保護を受ける権利」が保障されているわけではない）。そして在留資格6～11の外国籍住民は、日本で働き納税の義務を果たしているにもかかわらず、最後のセーフティネットである生活保護を受けることができない。厚労省いわく、「これらの外国人は短期間で母国に帰る人びとであり、本国政府が面倒をみるべきである」。しかしコロナ・パンデミックのさなか日本の空港・海港も母国の空港・海港も閉鎖され、休業・倒産で職場から追放された技能実習生らの外国人は路頭に迷うしかなかった。私たち教会とNGOは「短期間で良いから生活保護に準じた救済措置をしてほしい」と厚労省に繰り返し要請したが、ことご

とく却下された。

そのうえ「13. 在留資格なし」の未登録外国人は、コロナ特別給付金10万円をもらうことができず、また健康保険にも入れず、同胞の友人・知人の支援、教会やNGOのわずかな支援でかろうじて生きのびていくしかなかった。しかも、それは今も続いている。

「一家4人で渡日し難民申請をしたが、不認定のまま。10年ほど家族全員が仮放免なので、働いて収入を得ることができず、生活費がひっ迫。学費も直面することが苦しく、高校卒業後の進路に大変悩んでいる。医療費を払うことができず、持病のアレルギーや低血圧の受診もできていない状況。(高校生、女性、中東出身)」

これは、後述する「難民いのち緊急基金」に送られてきた支援申請書である。これが、“先進国”日本の現実であることを、私たちは思い知らされた。

第2章. 在日三世・四世・五世となる在日コリアンの現在

(1) 在日コリアンとは？

◇「在日コリアン」

日本の植民地支配によって日本に移住、あるいは強制連行されたコリアンとその子孫を、上記のカテゴリー別に見ると、次のようになる。

- ①外国籍（韓国籍・朝鮮籍）の「特別永住者」となっているコリアン、その現在数は274,176人となる。この他に、解放後、母国に帰還したものの再渡日して「定住者」「永住者」となっている者も多い。
- ②日本国籍を取得したコリアンとその子どもと孫は、推定で40万人以上。
- ③外国籍コリアンと日本人との国際結婚から生まれた子どもと孫は、推定で20万人以上。

◇「新在日コリアン」

1965年の日韓国交以降、留学、就労、起業、在日コリアンや日本人との結婚などで渡日したコリアンの現在数は、160,623人。すでに二世・三世が生まれ、また上記②③のケースも多い。

◇「在日／新在日」という区分

日韓国交から60年にもなり、コリアン社会では在日／新在日という分類が困難になっている。宣教110年を数える在日大韓基督教会の信徒構成も同様である。

(2) 基本的な権利の制限と排除

旧植民地出身者とその子孫である「在日コリアン」は、すでに日本生まれの三世・四世が大半となり、五世が生まれてきている。

かつて植民地を有していた欧米の旧宗主国に見るように、旧植民地出身者の韓国籍・朝鮮籍コリアンは、本来ならば、「日本国民」あるいは日本と韓国・朝鮮との「重国籍者」と同等に、基本的な諸権利を保障されなければならない。ところが「外国籍の在日コリアン」は、今なお下記の権利から制限、あるいは排除されている。このことは、諸外国と比べて「きわめて特異な」法制度である。

- ①法律（入管法・入管特例法）によって退去強制条項が設けられている。すなわち、法的地位としての「特別永住」が認められているものも、それは「永住権」ではない。
- ②法律によって、日本への「再入国権」が否認されている。
- ③法改正をしなかったことによって、「生活保護を受ける権利」が否認されたままとなっている。すなわち、従来通り「保護準用」の扱いである。
- ④国籍条項を撤廃した際、経過措置を設けなかったことによって、多くの高齢者や障害者が無年金のまま放置されている。
- ⑤法律ではなく行政通達によって、公務員と公立学校教員の任用が制限されている。
- ⑥法律によって地方参政権、教育委員や民生委員の就任権など、地方自治に参画する権利が否認されている。
- ⑦国際人権法で定められている民族的マイノリティとしての権利、とくに民族名を名のる権利や、民族教育（継承語・継承文化教育）を受ける権利が否認されている。

日本政府は、国連の自由権規約委員会や人種差別撤廃委員会での日本審査において、「国籍による差別はおこなっていない」と主張している。しかし実際は、上記①～⑥にあるように、在日コリアンに対して日本国民とは違う「別異の差別的取り扱い」をしている。

上記⑦の「民族的マイノリティの地位と権利」については、日本国籍／重国籍のコリアンもその対象となる。自由権規約委員会や人種差別撤廃委員会は日本政府に対して、「マイノリティの言語による教育およびその言語の教授を促進するよう」繰り返し勧告してきた。しかし日本では、日本籍者を含む在日コリアンの民族教育を受ける権利について、法令上、明文化しておらず、かえってその権利を

実質上、阻害あるいは制限する措置をとっている。

(3) ヘイトスピーチの標的とされる在日コリアン

2009年12月4日、極右団体は京都朝鮮学校を襲撃。彼らは校内にいる小学生100人に向かって「朝鮮学校をぶっつぶせ」などと叫ぶ。

2016年1月31日、極右団体のデモは、在日コリアンが1930年代から集住する川崎市の桜本に向かった。200人のデモ隊は、「在日コリアンは大嘘つき」「帰れ、コリア半島へ」など書いたプラカードを掲げ、「川崎に住むごみ、ウジ虫、ダニを駆逐するデモを行なうことになりました」「韓国、北朝鮮は我が国にとって敵国だ。その敵国人に対して死ね、殺せというのは当たり前だ」などと叫んだ。

このように日本ではこの10数年間、在日コリアンに対するヘイトスピーチが続いている。

2016年6月、日本では初めての「反人種差別法」としてヘイトスピーチ解消法が実施された。しかしこの法律は、「ヘイトスピーチを許さない」と宣言するが、禁止規定も罰則規定もない。そのため、ヘイトスピーチを叫ぶデモ行進、街頭宣伝、集会は全国各地で今なお続いている。

<表3>極右団体のヘイト活動履歴 (2012～2022年)

	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022
街宣	241	278	365	244	289	280	227	211	168	228	266
デモ	41	99	120	70	42	49	34	21	9	14	16
講演会	1	2	1	10	16	33	21	10	5	6	7
選挙					56	42		45	25	30	59
事件						3	1	1			
その他			3	2	12	19	4	12	6	11	10
総計	283	379	489	326	415	426	287	300	213	289	358

出典：「レイシズム監視情報保管庫」

またインターネット上でのヘイトスピーチは、日本と大韓民国・朝鮮民主主義人民共和国との政府間関係の悪化によって急増し、さらに、在日コリアン団体を標的にするヘイトクライム（憎悪犯罪）が続発している。

◆2020年1月4日、在日大韓基督教会川崎教会が母体となって作られた社会福祉法人・青丘社が運営する川崎市ふれあい館に、「在日韓国人をこの世から抹殺しよう。生き残りがいたら残酷に殺して行こう」と書かれた「年賀はがき」が、同27日には川崎市市役所に、ふれあい館爆破及び在日コリアンへの殺害予告

を含む「寒中見舞いはがき」が届く。

- ◆ 2021年7月24日、名古屋市にある韓国民団愛知県本部の建物の一部と、その隣りにある愛知韓国学園が運営する名古屋韓国学校に放火。
- ◆ 同月29日には、奈良県大和高田市の韓国民団支部の敷地内で不審火。
- ◆ 同年8月30日、在日コリアンの集住地域、京都府宇治市ウトロ地区にある建物に放火。

(4) 「染みついた社会的差別」

日本政府は2016年、外国人を対象に初めてアンケート調査を実施した。その調査結果をまとめた『外国人住民調査報告書』によると、これまでの5年間に賃貸アパートなどを探した経験のある在日コリアン（韓国籍・朝鮮籍）のうち、「外国人であることを理由に入居を断られた」人は27.2%、「日本人の保証人がいないことを理由に入居を断られた」人は25.8%となる。さらに、この5年間で「外国人であることを理由に侮辱されるなど差別的なことを直接言われた経験をもつ」在日コリアンは29.9%となり、そのときの差別者は「職場の上司・同僚・部下・取引先」31.1%、「日本人の知人・友人」30.6%、「近隣の住民」34.7%、「公務員・公共交通機関職員」20.1%、「見知らぬ人」38.9%にも上る。

これらの数値は、移住労働者や国際結婚移住者などニューカマー「移民」の被差別体験の数値より低い。しかし、日本で生まれ育ち、日本語を母語とする在日コリアン二世・三世・四世に対する日本社会の「構造化された差別」の現実を示すものであり、決して低い数値とは言えない。このような在日コリアンや、日本生まれの移民二世に対する社会的差別について、国連の人権機関はこう懸念する。

「移住者、および締約国で生まれ育ち教育を受けたその子孫〔在日コリアンや移民二世〕が、住居、教育、医療、および雇用の機会への制限されたアクセスを含む、染みついた社会的差別にまだ直面している」（人種差別撤廃委員会の2018年総括所見）

つまり在日コリアン四世・五世や移民二世は、法制度において国際人権法で定められた「マイノリティとしての地位と権利」を認められず、さらに国際人権機関が「染みついた社会的差別」と断罪するような、極度の社会的差別にさらされている。言い換えると、在日コリアンに対する法制度上の差別と社会的差別の強度な基盤が、極右集団のデマゴーグに「口実」を与えているのである。これが、日本敗戦／韓国・朝鮮解放（光復）80年後の現実なのである。

「植民地主義が人種主義、人種差別、外国人排斥、関連する不寛容をもたらし、アフリカ人とアフリカ系人民、アジア人とアジア系人民、および先住民族が植民地主義の被害者であったし、いまなおその帰結の被害者であり続けている。……この制度と慣行の影響と存続が、今日の世界各地における社会的・経済的不平等を継続させている」(2001年9月8日、ダーバン宣言 para.14)

第3章. 入管難民法の2024年改悪: 永住資格の剥奪

2024年6月14日、入管難民法の“改正案”として「①育成就労法案」「②永住取り消し法案」「③在留カード・特別永住者証明書とマイナンバーカードとの一体化法案」が参議院で可決され、これら3法案が成立した。施行は、①と②が3年以内、③は2年以内となっている。

とりわけ「②永住取り消し法案」は、あからさまな人種差別的法案であるのかかわらず、政府は問題点を隠蔽する答弁に終始し、十分な審議がなされないまま可決されてしまった。前年の2023年改悪法とこの永住取り消し法は、在日コリアンなど「特別永住者」を対象とするものではないが、日本の移民・難民に関する入管法制度の「特異性」を端的に示すものである。

(1) 現行法(改定前)の永住取得制度

在日コリアンなど特別永住者は、父母、父または母が特別永住者なら、子どもも特別永住者となる。しかし、ニューカマーの外国人が「永住者」となるには、素行善良要件／独立生計要件(生活保護など受けていないか)／国益要件、その一つに在留歴10年以上(そのうち就労資格か居住資格で5年以上在留)——を、すべて満たさなければならない。また永住者の子どもも、自動的に永住資格が認められるわけではなく、永住者の親が出生後30日以内に永住許可申請をしなければならない。

これらの要件はいずれも、法務省の自由裁量によって諾否が判断される。しかも法務省は近年、許可基準をさらに厳しくし、許可率が低下している。

永住申請にあたって外国人は、膨大な資料の提出を求められる。たとえば、過去5年分の収入と納税に関する資料、直近2年分の社会保険料納付の資料が必要とされ、この5年間で転職時のブランクなどで収入が激減した年があった場合や、この2年間で社会保険料の納付が遅れた場合でも、永住不許可となってしまう。

永住許可要件のうち、とりわけ「原則10年以上の在留歴」(「日本人の配偶者等」

などには短縮) という要件は、下記に見るように、諸外国と比較しても格段と厳しいことが分かる。

<表4> 諸外国における「永住者」の取り扱い

	日 本	米 国	英 国	フランス	ドイツ	カナダ	オーストラリア
永住許可に必要な在留歴	10年	基本的に不要	通常5年以上	通常5年以上	通常5年以上	基本的に不要	基本的に不要
再入国許可の要否	必要	不要	不要	不要	不要	不要	不要
住居地の変更届け出先	市町村	移民局にオンラインまたは郵送	届け出不要	警察または市役	管轄登記所	なし	なし
在留カードの常時携帯義務	あり	あり	なし	あり	なし	なし	なし

【出典】2017年11月、「移住者と連帯する全国ネットワーク」(移住連)との意見交換会において、法務省が提出した資料

それでも、ニューカマーの外国籍住民の多くは、最初「在留期間1年」から出発して、2年、3年……と必死に働き、必死に家計を支え、税金も社会保険料も払い、これらの厳しい要件を何とかクリアして、「永住者」という在留資格を得てきた。なぜなら、永住者になれば1年ごと、3年ごとの面倒な在留更新が必要なくなり、また住宅ローンや教育ローン、奨学金なども利用しやすくなるからである。

このように苦勞して、最も安定したはずの在留資格「永住者」を得ても、永住者には<表4>にあるように過酷な義務規定が課せられる。

日本を除く諸外国では、「再入国許可」は自国民と同様に不要としている。また、国際人権条約の自由権規約では、永住者および定住者は国籍国のみならず居住国への「再入国の権利」がある、と定めている。ところが日本では、その権利を認めず、法務省の裁量による許可制度としている(そのため1980年代、指紋拒否者には再入国許可を認めないという制裁措置が加えられた)。

また、「住居地の変更届け出」(14日以内)を怠った場合、日本人は住民基本台帳法によって行政罰を科せられが、しかし永住者など外国人住民は、「行政罰:5万円以下の過料」+「入管法の刑事罰:20万円以下の罰金」となり、さらに届け出遅延が90日を超えると「在留資格取り消し」となる。

日本人には身分証明書などの常時携帯義務はない。しかし永住者など外国人住民には、在留カードの「常時携帯義務」と、警官などへの「カード提示義務」があり、それに違反すると「不携帯罪:20万円以下の刑事罰」「提示拒否罪:1年以

下の懲役または20万円以下の刑事罰」が科せられる。さらに永住者には7年ごとの「在留カード更新義務」があり、「更新遅延罪：1年以下の懲役または20万円以下の刑事罰」となっている。このように日本では、永住者に対しても過酷な管理・罰則制度をしいて、これでは、とても「永住権」とは言えない。すなわち「永住する権利」ではなく、単なる「在留資格の一つ」とされているのである。

(2) 2024年改憲法の問題点

この上、さらに今回、「永住許可取り消し」制度を設けたのである。すなわち、①入管法上の義務を遵守しない、②故意に公租公課の支払いをしない、③刑法法令違反で1年以下の拘禁刑に処せられた——「永住者」に対して、永住許可を取り消す、というのである。

当然、私たち教会「外国人住民基本法の制定を求める全国キリスト教連絡協議会（外キ協）」や市民団体「移住者と連帯する全国ネットワーク（移住連）」、日本弁護士連合会など各地弁護士会、韓国民団や横浜華僑総会など民族団体が反対声明を出し、抗議行動を起こした。しかし、国会議員にとっていわば“票にならない”外国籍住民の意思はまったく無視されて、可決・成立してしまったのである。

この永住取り消し法の問題点を、煩をいとわず挙げてみる。

◆当事者の意思を無視した立法化

いま日本に暮らす「永住者」は90万人にのぼり、また「永住者の配偶者等」も5万人となる。しかし法務省は、永住取り消し法案の作成過程において、永住者やその配偶者から意見を聴取することを、全くしなかった。また、育成就業法案、マイナンバーカード一体化法案の作成においても同様である。

永住者は日本で長年働き、納税の義務を果たし、その多くが家族を形成し、町内会の会長あるいは消防団員として地域社会に奉仕している。それにもかかわらず、この法案の対象者である永住者たちの意見をいっさい聞くことなく立法化すること自体、民主主義の原則を踏みにじるものである。地方参政権も認められない永住者＝マイノリティ（社会的少数者）の意思をまったく無視し、マジョリティ日本人によるマジョリティだけのための政治は、根本的に間違っている。

◆「根拠なし」の立法目的

政府はこの立法目的を、次のように説明した。技能実習制度を廃止して育成就

労制度を創設して特定技能制度に連結させるため、「永住に繋がる特定技能制度による外国人の受け入れ数が増加することが予想される」ので、永住制度の適正化を図るために取り消し制度を設ける、と。

しかし、「育成就労」外国人労働者が、「特定技能」に移行して「永住者」になるには、最短で13年も要する。すなわち、「育成就労」3年、続いて「特定技能1号」5年は、いわば“育成”過程なので、法務省が言う「就労資格」ではない（これ自体、日本に意欲をもって働きに来る外国人青年たちを欺く制度設計である）。そのため青年たちは次のステップ、就労資格である「特定技能2号」になり、5年間継続して働けば、やっと永住資格の要件の一つをクリアすることができる。しかも、特定技能の1号から2号になるには厳しい技能試験があり、日本人でもその合格率は3割と言われている。つまり、多くの「育成就労」労働者を受け入れても、「永住者」が急増するのは13年後ということになる。

このように、政府が主張する立法目的は、根拠薄弱なこじつけ、詭弁と云うほかない。

◆「調査なし」の立法化

政府はこれまで「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」において、永住制度について「諸外国の制度及び許可後の状況調査を参考としつつ検討する」としていたが、国会の法案審議ではその資料をいっさい提出していない。政府としては諸外国の永住許可制度や永住者の退去強制制度の条文を羅列することができて、「永住許可後の取り消し制度」そのものが、諸外国にはほぼ皆無だからである。つまり永住取り消し制度は、日本独自の新制度であり国際基準からも逸脱したものとなっている。

◆「立法事実なし」の立法化

永住取り消し事由に、「故意に公租公課をしないこと」がある。法務省は「永住許可直後に不自然な事情の変更が生じる事案が見受けられる」として、永住許可後に公租公課をしない永住者のケースを挙げて、それが立法事実であるかのように強弁した。法務省は、そのような事例が自治体からクレームとして来ていると答弁したが、法務省がヒアリングをしたのはわずか7自治体である。それは全国1,741自治体のごく一部であり、自治体全体の客観的調査ではないことは明らかである。

また法務省は、日本で出生した「実子の永住許可申請をした永住者」に関する

調査結果を出した。それによると、永住申請 1,825 件（2023 年 1 月～6 月）のうち、住民税未納が 31 件、国民健康保険未納が 15 件、国民年金未納が 213 件、その他未納 4 件、これら公租公課未納の合計件数は 235 件になる、と。

しかし、これらの未納件数はいずれも母数がなく、また未納となった経緯の追跡調査をしていないものであり、正確な未納率は算出できない。また、「未納件数」の合計数だけで、「未納人数」を示していない。国民年金の未納件数 213 件にしても、日本全体の国民年金の「最終納付率」（過年度 2 年目納付率）70～80%から見れば、きわめて低いことになる。したがって、この法務省調査の数値は、永住者の「公租公課未納の低さ」を示すものであって、永住取り消しの立法事実とはなり得ないのであった。

◆“永住者の 1 割は滞納”という官製ヘイト

ところが、法務省がこのサンプル調査の結果を衆議院法務委員会の審議に出した 5 月 8 日から、公租公課未納の合計件数「235 件」という数字だけが、「永住者、税金など 1 割未納」などと一部新聞で報じられ、SNS ではヘイトスピーチの嵐が吹き荒れた。それこそ法務省みずからが、ヘイトスピーチ解消法第 2 条が定める「本邦の域外にある国または地域の出身であることを理由として、本邦外出身者を地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動」をおこなったことになる。

◆「法務省の意のまま」に運用

国会審議では、「故意に公租公課をしない」という条文の「故意に」の解釈をめぐる質問が続き、結局、入管庁は「本人に帰責性があるとは認めがたく、やむを得ず支払えないような場合には必ずしも悪質とは言い難い」「そのような場合は故意とはいえない」と答弁した。しかし、改定条文にはそのように限定することは明記されていない。

また法務省は、「故意に滞納」「悪質な滞納」についてガイドラインを作成する、との答弁を繰り返した。しかし、これまで法務省が作成した「在留特別許可に係るガイドライン」において、2009 年版では、超過滞在の外国人でも「本邦での滞在期間が長期間に及び、本邦への定着性が認められること」が、在留特別許可の積極要素になっていた。ところが最新版のガイドラインでは、滞在期間が長くても非正規滞在であった場合は「消極要素」と、運用方針が真逆に転換している。つまり法務省作成のガイドラインは、その時その時の判断で策定され、しかもその後の改悪もある、という代物なのである。

法務省はまた、「在留カードをうっかり忘れてくれないでは、永住資格を取り消さない」と答弁した。しかし改定条文では、「正当な理由があるある場合を除く」というような例外規定が全くなく、すべて法務省の判断、自由裁量に委ねられている。

同様に、法務大臣は「今回の法案は在留資格取り消しではなく、在留資格の変更制度なのだ」という詭弁を使い、さらに入管庁は「(永住資格取り消しの後)ほとんどの場合、定住者となると思われる」と答弁した。しかし条文では「法務大臣は、永住者の在留資格をもって在留する外国人について……在留資格の取消しをしようとする場合には……職権で、永住者の在留資格以外の在留資格への変更を許可する」となっていて、しかも「当該外国人が引き続き本邦に在留することが適当でない」と認める場合は在留を認めない、としている。つまり、永住資格取り消しの後、どのような在留資格に変更するのか、あるいは退去強制に至るのかすべて法務省・入管庁の裁量次第となっている。

◆永住者の外国籍住民を通報する公務員

今回の改悪法で見過ごすことができないのは、永住者の公租公課未払いに対して、国家公務員・地方公務員は「通報することができる」としていることである。超過滞在など「退去強制」に関わる違反行為を発見した時の公務員の通報義務はすでに入管法で定められている。それにもかかわらず、永住者の公租公課未払いに対してまで拡大することは、きわめて意図的で悪質である。

しかし、国税庁も年金機構も地方自治体も、滞納者を通報することが業務ではないはずである。本来の業務とは、倒産・解雇・大病などで国民健康保険料を払えなくなった永住者に対しては、日本人に対すると同様に「保険料の減免措置」を、国民年金では「年金保険料免除制度」を適用すれば良いのである。少子高齢化のなかで脆弱となりつつある社会保障制度を、一人でも多くの外国人に「支えてもらう」ことこそ、政府と自治体が取り組むべき業務なのではないか。

◆国際人権条約との乖離

政府は今回、立法目的として「現行の入管法においては、永住許可後に在留審査をする手続がないため、そのような〔公的義務を適正に履行しない〕永住者に対して適切な在留管理を行うことができない」から、永住取り消しを設けたと言う。そして、永住者であっても「外国人である以上……在留資格の取消や退去強制手続等の入管法による在留管理の対象」だとしている。

しかし、日本がすでに加盟している国際人権規約や人種差別撤廃条約において、その条約実施監視機関である各委員会は、外国人の法的地位と権利についてその解釈基準を次のように明示している。

「各締約国は自由権規約上の権利を『その領域内にあり、かつ、その管轄の下にあるすべての個人』に対して確保しなければならない。……規約で定められた権利は、相互性とかかわりなく、かつ、その国籍または無国籍にかかわらず、すべての人に適用される。したがって、規約の各々の権利が市民と外国人との間で差別されることなく保障されなければならない。……規約は、その保障する権利に関しすべての保護を外国人に与えており、締約国は、その要求を法令および実行において適切に遵守すべきである」(自由権規約委員会「一般的意見 15」)。

「人種差別に対する立法上の保障が、出入国管理法令上の地位にかかわらず、市民でない者〔外国人〕に適用されることを確保すること、および立法の実施が市民でない者に差別的な効果をもつことがないよう確保すること」(人種差別撤廃委員会「一般的勧告 30」)。

したがって「入管法上の在留管理」も、これらの国際人権基準によって制約されるのであり、本来は条約加入時に、入管難民法をはじめとする外国人法制度が抜本的に改正されなければならなかったのである。それどころか、政府は今回、外国人に対する加重罰とする永住資格取り消しを盛り込んだ改悪を行なったのである。

それに対して、人種差別撤廃委員会は9月25日、日本政府に書簡を送り、人種差別撤廃条約および同委員会が採択した一般的勧告 30の「法律の施行が市民でない者に対して差別的な影響を及ぼさないこと」に基づいて、次のように勧告した。

「在留カードの常時携帯義務を履行しないなど入管法に違反した時／税金や社会保険料を滞納した時／軽微な法令違反をした時、永住資格が取り消される。これは、永住者の日本での安定した生活基盤を奪うことになる。永住者の数は在日外国人の約26%であり、永住資格取り消しの潜在的な対象の人数規模はかなり大きい。永住者の人権、とりわけ人種差別撤廃条約の下で保護される諸権利に及ぼしうる不均衡な影響を憂慮する。委員会は締約国に対し、改定内容の見直し、または廃止するためにとられた措置に関する情報を含む回答を提示するよう要請する」(委員会の書簡を要約)

◆永住者たちからの問い

永住者の約1割が日本生まれだと言われている。彼ら彼女らの国籍が中国、韓

国、フィリピン、ブラジルなどであっても、国際人権法上の「自国」とは、「国籍国」だけではなく「定住国＝特別な関係を有する国」日本なのである（自由権規約委員会の一般的意見27）。軽微な義務違反・法違反でも永住資格が取り消され、はなはだしくは「自国」から追放されるというのは、道義的にも、憲法および国際人権法からも、決して許されないことである。

私たち外キ協は、東日本大震災の翌年（2012年）から福島県の国際結婚移住女性たちと協働の取り組みを進めてきた。移住女性たちは震災後、県内の須賀川市・いわき市・郡山市で自助組織を起ち上げて、子どもたちの継承語（母語）教室を自力で開き、地元市民とのさまざまな交流プログラムを実施してきた。それはまだ小さな点と点にすぎないが、「共に生き、共に生かし合う」地域社会をめざす働きを続けてきたのである。そして彼女たちの多くは、震災後13年の間で、「日本人の配偶者等」の在留資格から、さんざん苦労しながら膨大な書類を揃えて永住資格、彼女たちにとって文字通りの「永住権」を獲得してきた。

先月、彼女たちが口を揃えてこう言う。

「私たちの永住権がなくなるというのなら、日本人は滞納したら国籍も住民票もなくなるの？」

この問いに対して、政府も、法案を通した国会議員も答えなければならない。そして私たちも。

第4章. 入管難民法の2023年改悪：難民申請者の排除

(1) 「難民鎖国」日本

コロナ・パンデミックで世界中の空港・海港が封鎖された2020年の、各国の難民認定数と認定率を比較してみると、ドイツ63,456人（41.7%）、カナダ19,596人（55.2%）、英国9,108人（47.6%）となるのに、日本はわずか47人（0.5%）である。そして「コロナ後」も、日本の難民認定数と認定率は低位に推移している。

<表5> 難民認定数の各国比較（2023年）

	米国	英国	ドイツ	フランス	カナダ	イタリア	日本
認定数	64,068人	60,328人	46,282人	43,195人	39,735人	4,905人	303人
認定率	58.5%	61.5%	20.0%	24.0%	68.4%	10.4%	3.8%

* 難民支援協会 HP「日本の難民認定はなぜ少ないか?」から作成。そこでは、その理由が的確に解説されている

このように日本の難民認定数と認定率が諸外国に比べて極端に少ないことは、認定制度が法務省と入管庁によって恣意的に運用されてきたからである。

難民認定の1次審査では、入管庁の職員「難民調査官」が申請者から事情聴取し、出身国に関する情報などを参照した上で法務大臣が決定するが、その事情聴取も、入管庁が持っている難民申請者の出身国情報も、いかに粗雑なものであるかは、この間の難民不認定処分取り消し訴訟で明らかになっている。

また、1次審査で不認定とされた場合、申請者は不服申し立てができ、2次審査では有識者ら「難民審査参与員」が3人一組で審査し、その意見書に基づいて法務大臣が最終的に判断することになっている。しかし参与員111人のなかの一人は、2021年の審査件数6,741件のうち1,378件、22年4,740件のうち1,231件を担当し、その数は2次審査総件数の2割を超える。また、もう一人の参与員は、2023年参議院法務委員会での参考人として「1日に書面審査をまとめて50件処理した」「年1,000件以上を担当したこともある」と述べた。

一方、「全国難民弁護士連絡会議」（全難連）が実施した、参与員になっている弁護士への緊急アンケートによれば、回答した10人の平均担当件数は年間36件である。つまり、年に1,000件も、申請者のヒアリングも含めて厳格に審査することは、とうてい不可能なのである。

おそらく入管庁は、1次審査の不認定を迫認しそうな参与員に、より多くのケースを割り当て、その参与員は入管庁職員作成の文書を飛ばし読みをして「不認定」を量産しているというのが実態なのであろう。全難連の弁護士たちが指摘するように、「大半の参与員は専門性に欠け、2次審査制度は機能していない」のである。このように入管庁が恣意的に、そして一部の参与員によって乱雑に運用されてきた制度では、認定率が1～3%となるのは必然である。

しかし、それにしても、こうした難民認定制度のもとで不認定とされた99～97%の外国人にとって、これはあまりにも不条理な「日本の現実」なのではないのか。

政府は国連の人権機関の懸念と勧告に、真摯に耳を傾けるべきである（自由権規約委員会の総括所見：2022年11月）。

「委員会は、低い難民認定率に関する報告に懸念する」

「締約国は国際基準に合致した包括的な難民法を早急に採択すべきである」

(2) 2023年改悪法

それにもかかわらず政府は2023年3月、入管難民法の改悪案を国会に提出した。

これは、2021年に廃案となった改定案をごく一部だけ修正したものであり、劣悪な難民認定制度と入管収容制度をそのまま維持しながら、①難民申請中の外国人の「送還停止効」を無効にする、②(3回目以降)難民申請者を強制送還できるようにする、③在留資格を奪われ退去強制令が出されても出国を拒否する外国人を監視する監理措置制度と刑罰制度を設ける、というものである。すなわち、難民申請者や未登録外国人を一人でも多く国外追放を容易にする改悪法なのである。

これに対して全国の弁護士会や市民団体、また外キ協など各教会から反対声明が出されると共に、国会前シットイン、全国各地での抗議デモ・スタンディングが続いた。なぜなら、日本の難民認定制度は「保護すべき人」を保護せず機能していない。本来ならば難民条約に基づいて難民認定制度を抜本的に改正し、日本がすでに加盟している国際人権諸条約に沿って入管収容制度を改正すべきなのに、政府はそれをせずに、改悪法は難民申請者や未登録外国人を、さらに窮地に追い込む立法だからである。

しかし2023年6月9日、参議院で可決・成立した。以下、この改悪法の問題点を検証していく。

◆国際的原則からの逸脱

「締約国は、難民を、いかなる方法によっても、人種、宗教、国籍、もしくは特定の社会的集団の構成員であること、または政治的意見のために、その生命または自由が脅威にさらされるおそれのある領域の国境へ追放し、または送還してはならない」(「難民条約」第33条)

これはノン・ルフールマンの原則とされ、いかなる外国人であっても難民申請中は強制送還されない「送還停止効」とされている。そして国連の人権機関は、日本政府に対して、この原則の重要性を繰り返し強調して勧告してきた。

ところが改悪法は、本国に送還されれば迫害を受ける難民申請者に対して、3回目以降の難民申請を認めず強制送還できるようにする。さらに、日本国内で3年以上の拘禁刑に処された者や、広義のテロリズムや暴力、破壊活動等に関与し又は助長した「可能性が疑われる者」に対して、1回目の難民申請中であっても強制送還できるようにする。

この「送還停止効」の解除は、明らかに国際人権法に違反するものである。国連人権理事会のもとに選任された「移住者の人権に関する特別報告者」「恣意的拘禁作業部会コミュニケーションに関する副議長」「宗教または信条の自由に関する

特別報告者」は連名で、法案審議中の2023年4月18日、日本政府に共同書簡を提出した。そこでは詳細に問題点を挙げ、政府改定案は「国際人権基準を下回っている」として、次のように厳しく指摘している。

「ノン・ルフールマン原則は、国際的な人権法、難民法、人道法、および慣習法の下で不可欠かつ逸脱不可能な保護である。この原則は、[日本も加盟している]拷問禁止条約の第3条、強制失踪条約の第16条に明記されている。送還禁止原則は、拷問およびその他の形態の不当な扱いの禁止に固有の要素として絶対的であり、いかなる例外や逸脱の対象にもならない」

◆悪意に満ちた立法

難民不認定とされた外国人や、日本で結婚子どもが生まれ日本に生活基盤がある未登録外国人は、退去強制命令が出て、「帰れと言われても帰れない」のである。法務省はこのような人びとを“送還忌避者”と呼び、その数は4,000人という。

改悪法は、そのような人びとに対して、無期限の収容を強いるだけでなく、さらに刑事罰を科すことによって、帰国を間接的に——実質的に強制する。しかしこれは、「超過滞在」という行政法上の違反を「刑法違反者」に仕立て上げ、いわば「犯罪者」を量産することによって、「外国人＝犯罪人」とする偏見と差別をさらに助長するものであり、悪意に満ちた立法であると言わざるをえない。

◆司法審査なしの収容、病死・自死が続く入管収容所

「すべての者は、身体的自由および安全についての権利を有する。……逮捕または抑留によって自由を奪われた者は、裁判所がその抑留が合法的であるかどうかを遅滞なく決定すること、及びその抑留が合法的でない場合にはその釈放を命ずることができるように、裁判所において手続をとる権利を有する」(「自由権規約」第9条1項、4項)

このように国際人権法は、「身体的自由」を原則とし、「収容」は例外であることを定め、締約国に対してこの原則を遵守し、原則からの逸脱は例外的な場合に限り求める。さらにそれは、締約国の国民に限定されるものではなく、難民申請者、難民、移民など締約国の領域にあるすべての者を対象としている。

しかし改悪法は、送還を拒否する／送還を拒否せざるをえない難民申請者や未登録外国人に対して、全件収容主義を維持し、収容するかどうかの「司法チェック」をしない。収容、仮放免、新設の監理措置の判断は、入管庁役人の自由裁量に任せる。

つまり、2021年3月、ウィシユマさんを死に追いやった入管収容制度は何一つ改善されないのである。

これもまた、国際人権法に明らかに違反する。「収容を含むあらゆる形態の拘禁は、裁判官など司法当局によって命じられ、承認されなければならない」「収容は最後の手段であるべきで、合理性、必要性、正当性、比例性の観点から正当化されない場合、入管収容は恣意的拘禁となる」というのが国際人権基準なのである。

さらに改悪法では、1997年から現在まで、全国の入管収容施設で少なくとも21人の収容者が病死や自死で生命が奪われているにもかかわらず、真相究明も、根本的な改善策もとられていない。入管庁も法務省も、2021年ウィシユマさん病死以降、「常勤医師の確保など、改革の効果が着実に表れてきている」と言うが、2023年1月、大阪入管局の収容施設で、常勤の医師が酒に酔った状態で収容者を診察していたことが発覚した。しかし、その事実関係の確認も、懲戒処分もいまだなされていない。

◆「仮放免」の子どもたち

この“送還忌避者”4,000人の中には、日本で生まれ日本の学校に通う「仮放免中」の子どもたち約200人も含まれる。子どもたちは、生まれた時から在留資格がなく、住民登録も健康保険もない。支援者たちの尽力によって小学校、中学校、高校、大学へと進学できても、就職の道がまったく閉ざされている。この子どもたちの未来を奪っているのが現在の入管難民法であり、改悪法は子どもたちの生存権、学習権を奪うものである。

日本は、子どもの権利条約に加入している以上、在留状況に関わらず、すべての難民・移民の子どもたちに対して、子ども第一に、優先して考慮しなければならない。子どもの権利条約に謳われているすべての権利を、法律上も実質的にも享受できるようにしなければならない。国連の子どもの権利委員会が明確に述べているように、「いかなる子どもに対する入管収容も強制送還も、子どもの権利の侵害であり、子どもの最善の利益の原則と相容れない」のである。

それにもかかわらず、改悪法には子どもの強制収容／強制送還を禁止する規定が一切ない。

◆1948年「世界人権宣言」を想起する

以上に見るように「改悪」入管難民法は、日本が加盟している国際人権諸条約

に違反するばかりか、第二次世界大戦後、国際人権機関と諸外国が営々と積み上げてきた国際人権基準をことごとく否定し破壊しようとするものである。

1948年12月10日、第二次世界大戦への痛切な反省から国連が発した人権宣言の意義は、それまで人権問題が各国の国内問題とされ内政不干渉とされてきたことに対して、人権の普遍性を確認し、その国際的保障、国際的実行の確保を図らなければならない、とする転換がなされたことにある。そしてこの世界人権宣言の第14条には、「すべて人は、迫害を免れるため、他国に避難することを求め、かつ、避難する権利を有する」と明記されていることを、私たちは想起したい。

第5章. さいごに

2023年6月9日、「改悪」入管難民法が国会で成立した日、私たち外キ協は「入管難民法の改悪に抗議し、難民・移民と共に生きる教会共同声明」を出した。この教会共同声明に対しては、20日間余りで125の教会・修道会・教会関係委員会から賛同と連帯のメッセージが届けられた。そして外キ協は、その「共同の意思」を起点として2023年8月、「難民・移民なかまのいのちの緊急基金」を起ち上げた。全国の教会・修道会・キリスト教学校・キリスト者に献金を呼びかけ、1年間で1000万円以上の献金が寄せられ、そこから難民申請者・仮放免者ら313人に「一人3万円」の支援をすることができた。献金を送ってくれた教会・修道会・キリスト教学校は153、個人は267人に上った。じつに多くの教会、多くのキリスト者が「難民・移民と共に生きる」その第一歩を踏み出したのである。

しかしそれは、まだ大海に注ぐ一滴に過ぎない。

2020年コロナ・パンデミックから5年、私たちは難民申請者や仮放免者とその子どもたちと出会い、また東日本大震災から14年、ますます孤立する福島に移住女性とその子どもたちと出会ってきた。そしてある時は、法務省や厚生労働省の官僚たちと対峙し、ある時は国際人権機関にNGOレポートを出し続けてきた。それは、主イエス・キリストがなさったように、教会としての宣教の具体的実践であり、キリスト者としての働きであると確信しているからである。

しかし、その現場、現場では無力感に打ちひしがれ、絶望の闇から抜け出さずにいることもある。それでも、絶望に瀕しているはずの難民の子どもたち、福島の子どもの笑顔に接したとき、大いに励まされる。それが一瞬の出来事であっても……。

私たちは、この「カラフルな子どもたち」と一緒に生きていきたい。

本稿は、このような現場、現場で書き継いできた怒りの(?)抗議声明文と、全国各地での教会学習会で話してきた内容を再構成した、未完の報告書である。

(本稿は2024年10月21日に行われた山上国際学寮主催「市民公開講座」での講演内容です)